

# インド知財庁データベースInPASSの調査性とバックログの現状

Performance evaluation of InPASS and current status of backlog



オリンパス株式会社 知的財産 3 部 / アジア特許情報研究会

中西 昌弘

1980年 オリンパス光学工業株式会社入社  
 2010年～ 知的財産部門にて知財情報分析に従事  
 2011年～ アジア特許情報研究会所属  
 2014年～ 日本特許データベースセミナー講師

## 1 はじめに

経済発展が著しい新興国 4 か国として、投資家向けレポート「Building Better Global Economic BRICs」<sup>(1)</sup> で「BRICs」という略語が使用されてから 16 年ほどが経過した。この新興国第一集団から中国が大きく抜け出して、今や世界第 2 の経済大国に成長した。「経済」上のポジションが高まるとともに、特許調査のためのシステムも目覚ましい発展を遂げ、SIPO<sup>(2)</sup> や IPPH<sup>(3)</sup> による中国知財庁系データベース（以降 DB と略す）だけではなく、各種商用 DB も収録が充実し、同国の専利（特許・実案・意匠）の調査にあたって、操作性をはじめとする調査性に優れた商用 DB を使用するだけでも、ほぼ満足の得られる結果を得ることが可能になった。日本特許庁（JPO）でも「中韓文献翻訳・検索システム」<sup>(4)</sup> が無償公開され、使い慣れた日本語を使用して調査対象案件の機械検索や、高品質の機械和訳文による査読が可能な環境が実現している。

一方、今後 10 年の間には国別人口が中国を超えとも予測されるインドについては、インド特許意匠商標総局（知財庁）DB の InPASS<sup>(5)</sup> はまだまだ発展途上と言わざるを得ない状況。本稿前半部では、InPASS の「調査性」について、一部他の DB との比較を加えて紹介する。

また BRICs の中でもブラジルやインドでは「審査滞貨」や「バックログ」と呼ばれる膨大な件数の審査待ち・審査中案件が大きな問題になっており、両国ともに解消に向けた取り組みが実施されている。日本特許庁も同国

知財庁との間で特許審査の迅速化を支援する体制を構築している<sup>(6)</sup>。本稿後半部では、出願から公開・登録までの期間について、InPASS から得られる事実数字をもとに現状を紹介したい。

なお 2017 年 6 月下旬に InPASS の URL が変更されるとともに、検索システムに変更が加えられた。本稿では新旧システムを区別する際には、6 月以前の検索システムを「旧 InPASS」、変更後のシステムを「新 InPASS」とする。

## 2 InPASS 調査性

### 2.1 レコード収録数

InPASS・DOCDB（Espacenet<sup>(7)</sup>）の 2 種の知財庁 DB と、商用 DB 2 種類の計 4 種類の DB に収録された同国案件の件数を図 1 に示したグラフで紹介する。

グラフのように赤の折れ線で表される DOCDB の収録件数が非常に小さく、DOCDB や DOCDB だけを情報源とする DB では網羅性の高い調査が不可能である

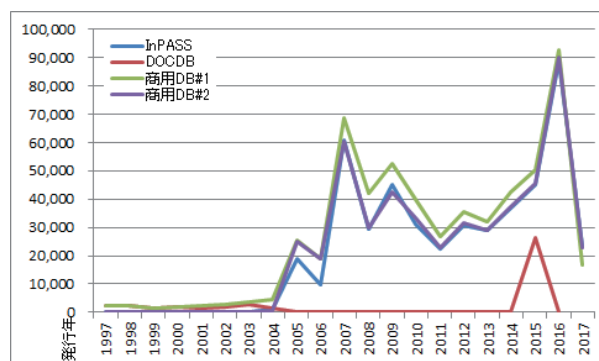


図 1 DB 収録件数比較

ことがわかる。商用 DB#1 の収録件数はグラフ全期間に渡って InPASS の件数を上回っている。

同国では知財庁により特許情報が電子化され、一般公開されたのは 2005 年以降。それ以前の案件については InPASS から電子情報を得ることができない。いずれの DB も 2004 年以前の収録件数は非常に少ないことがわかる。図 2 は発行年期間を 2004 年以前に限定し縦軸のスケールを変更したもの。

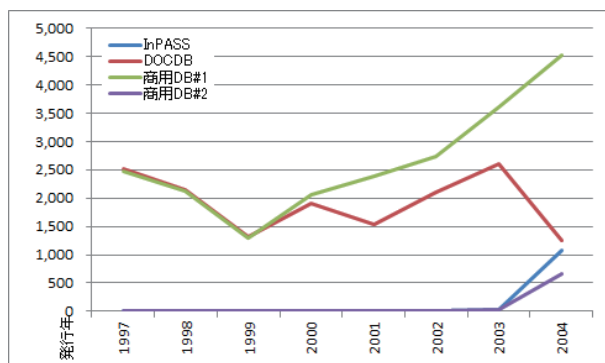


図 2 DB 収録件数比較 (2004 以前)

InPASS や商用 DB#2 には 2003 年以前に発行された案件はほとんど収録されていないが、DOCDB にはこの期間の案件が年間 1500~2000 件近く収録されていることがわかる。商用 DB#1 の収録は DOCDB の件数を上回っており、DOCDB 以外にも情報源としていようである。

このように全権利期間に渡って網羅性の高い特許調査を行うためには、InPASS の収録では力不足である。特に 2004 年以前に発行された案件を調査するには DOCDB や、DOCDB 以外にも情報源を拡げた商用 DB を併用する必要があると言える。

## 2.2 特許分類検索

特に侵害防止のための調査を行う際には、特許分類の機械検索を利用して、詳細に査読すべき案件の絞り込みを実施することが一般的である。そこで InPASS 収録案件の特許分類 IPC による絞り込みの有効性を推定してみた。

図 3 のグラフは 1996 年以降に出願された案件を母集団として、横軸を出願年、縦軸を収録件数とした棒グラフ。棒の色分けが案件ごとに付与された IPC の個数を表している。ここではセクション~サブグループまでの「5 パーツ」全てが完備しているものだけを正規の IPC として計数し、たとえばサブクラスまでしか揃って

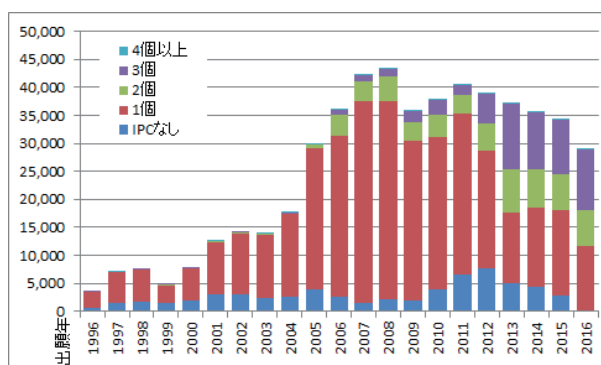


図 3 IPC 付与個数分布

いないコードは計数の対象外とする。

このように権利期間全範囲を通して、無視できない比率で IPC が全く付与されていない案件が存在する。最も青色が目立つ 2012 年は 20% 程度の案件に IPC が付与されていない。また 2011 年頃までは、多くの案件には IPC が 1 個しか付与されていない。このような状況では、たとえば「プロダクト系」の A セクション IPC コードと、「テクノロジー系」の H セクション IPC コードの双方を AND 検索してしまうと、ほとんどヒットさせることができない。InPASS では特許分類検索による効果的な案件絞り込みは難しいと言わざるを得ない。

一方、新 InPASS では次のような現象が発生している。たとえば 1/MUMNP/2012 の書誌詳細画面では「A23L△2/44△, A23L△2/02」のように 2 個の IPC が列記されている。(△はスペース 1 個を表す)

ところが新 InPASS を使用して「A23L△2/44」を検索しても、またサブクラス・メイングループ間のスペースを省いた「A23L2/44」を検索しても、この案件をヒットさせることができない。この案件をヒットさせるためには、書誌詳細画面に表示されたとおりの文字列、つまり 2 個の IPC を列記した文字列の「A23L△2/44△, A23L△2/02」を検索する必要がある。

これでは、2 個以上の IPC が付与される比率が 50% 程度まで向上した最近の案件群は、1 個の IPC の検索ではヒットしないことになる。IPC 付与個数の向上が検索の網羅性を低下させるという逆効果になってしまっている。

## 2.3 キーワード検索

特許分類により査読すべき案件を検索するだけでは、十分な絞り込みが実現できず、キーワード検索により更

なる絞り込み（AND 検索）を実施することがある。また逆に特許分類検索でもれてしまった案件を補充するためにもキーワード検索を併用（OR 検索）することもある。

InPASS では、Title・Abstract・Claims・Description フィールドの文字列を検索する機能が用意されている。旧 InPASS では検索に使用したキーワードだけでなく派生語を含めて検索することができた。たとえば“COMPUTER”を検索すると、“COMPUTATIONAL”や“COMPUTING”が含まれる案件もヒットしていたが、新 InPASS では“COMPUTER”を前方一致検索するロジックに変更された模様である。

このように検索性能が若干低下したとは言え、発明の名称と要約だけでなく、請求項・詳細な説明までが検索対象であること、同国特許文献は我々日本人に馴染みの深い英語で記述されていることから、InPASS の文字列検索は特許調査における優れた武器になるものである。

特に商用 DB の中には登録特許を収録していないものの、全文の収録が不十分なものもあり、このような商用 DB の文字列検索を補完するためにも InPASS は重要な情報源となる。

## 2.4 査読

機械検索により母集団を絞り込んだあとは請求項や詳細な説明を査読し、権利侵害の有無を詳細に確認するステップに移行する。

旧 InPASS では、検索結果詳細画面に用意された「Complete Specification」タブを開くことで、ほぼ 100% の案件について請求項・詳細な説明の電子テキストを表示することが可能であった。しかし新 InPASS では、検索結果画面にこのタブが表示されず「Complete Specification」情報を読むことができなくなってしまった。

この「機能低下」が同国知財庁の意図どおりなのか、新検索エンジンの何らかの障害によるものなのかは不明である。新興国の検索サイトでは、検索エンジンがバージョンアップされると機能が低下し、その後徐々に回復することも多々経験している。前記したように同国特許全文の収録が不十分な商用 DB も多い。この現象がひとときの機能低下であり、短期間で障害から復旧してく

れることを祈るばかりである。

## 2.5 調査性まとめ

これまでに述べたように、同国の特許を 100% 完全に収録していると信頼できる DB は存在せず、InPASS・商用 DB を併用して調査の網羅性を高める必要がある。

また同国知財庁による IPC 付与数が少ないこと、InPASS の IPC 検索性能が低いことから、ファミリー案件に付与された特許分類を含めて検索可能な商用 DB を有効活用すべきと考える。キーワード検索においては、派生語検索機能が閉ざされてしまったことは残念であるが、請求項までを検索対象とする InPASS の機能・性能は特許調査の必要条件を満たしていると判断する。

査読の観点では、旧 InPASS であれば非常に優れた調査ツールであると言える。しかし前記のように新 InPASS では請求項・詳細な説明を表示させることができず、大きな問題と言わざるを得ない。インド特許を網羅性高く収録する商用 DB も増加しているが、まだまだ全文テキストが完全収録されていない商用 DB も多い。是非新 InPASS の「Complete Specification」表示を復活させてほしいものである。

## 3 審査滞貨現状紹介

### 3.1 出願～公開期間

同国では審査に着手するまでの期間や審査にかかる期間が長く、大量のバックログが問題視されている。しかし InPASS から得られる情報を分析すると、出願から公開までの期間にも特徴的な傾向が見られる。

図 4 は 2004 年から 2017 年 5 月までに公開された特許について、縦軸を公開年、横軸を出願から公開までの経過期間とし、交点に案件の件数を面積比のバブルで表したグラフである。

2011 年頃から 2014 年にかけて最頻値が増加したあと、2016 年・2017 年と期間が短縮している傾向が確認される。一方 2016 年は分布の裾野が広がり、1000 件近い案件が公開までに 66 か月も要している。

このように出願から公開までの期間の長さが目立つインドではあるが、その逆に出願から公開までが異常に短い案件の多さも同国の特徴である。図 5 は 2016 年に

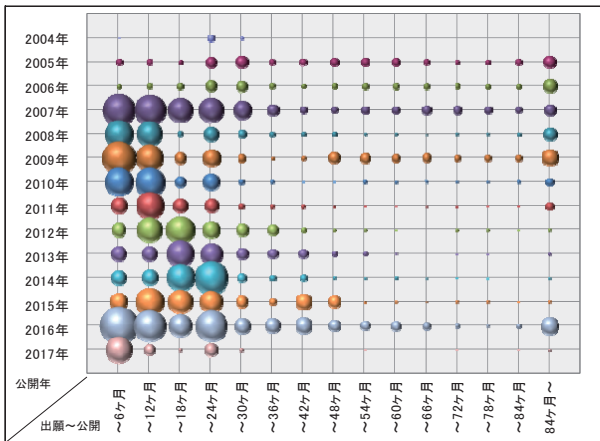


図4 出願～公開経過期間

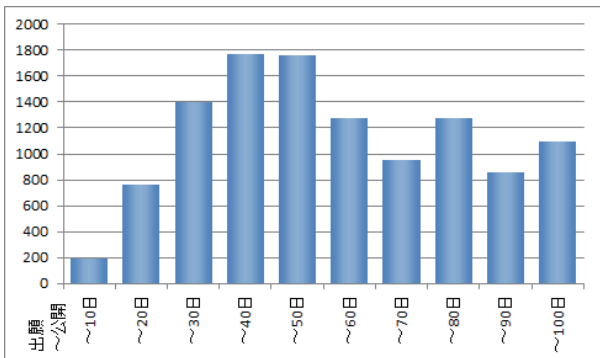


図5 2016年超早期公開

公開され、出願から公開までの経過期間が100日以下のものを母集団として、経過期間を棒グラフで表したものの。

2016年には194件もの案件が出願から僅か10日以下で公開されている。この「超早期公開」が生まれる真の理由は知る由もないが、同国特許法の第11A条がその理由となっていると推測している。以下は特許庁サイト<sup>(6)</sup>で公開された第11A条の和訳の抜粋である。下線は筆者が付与したものである。

第11A条 出願の公開

…省略…

(2) 出願人は、所定の方法により(1)に基づく所定の期間の満了前にいつでも自身の出願を公開するように長官に請求することができ、(3)の規定に従うことを条件として、長官は速やかに、当該出願を公開しなければならない。

…省略…

(7) 特許出願の公開日以降、当該特許に係る特許付与日まで、出願人は当該発明の特許が出願の公開日に付与されたものとしての権利を有する。ただし、出願人は特許が付与されるまでは侵害手続を提起する権利を有さない。

…省略…

このように特許法11A条では

- ・早期公開請求が可能であり
- ・権利の起算日は特許公開日とする

ことが記されており、これが大量の「超早期公開」を生み出しているものと思われる。

一方で2016年には超遅延公開も多数存在する。同年に公開された約79000件のうち、出願から公開までに20年以上経過した案件が396件もの数にのぼる。2015年以前に公開された案件の中で公開までの期間が20年を超えたものが11件しか見つからないことと考え合わせると、後述するバックログ処理の中で大量の未公開案件(出願書類の束)が偶然見つかり、慌てて公開したのではないかと邪推を抑えきれない。

3.2 出願～登録期間

バックログ、すなわち「審査滞貨」を正確に分析するためには、各案件について審査請求日の情報が必要である。しかしInPASSでは最新の法律状態しか表示されない。このため審査中の案件については審査請求日付とともに審査中である旨が表示されているが、ひとたび案件に登録査定が下ると表示が「登録」に変わってしまい、審査を請求した日付が把握できなくなってしまう。

そこで本稿では審査請求日から登録日までの期間ではなく、出願日から登録日までの期間を代用して分析を行った。

図6は2004年から2017年に登録公報が発行さ

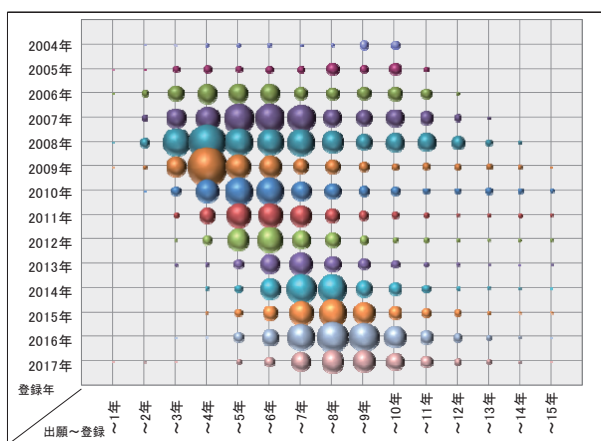


図6 出願～登録経過期間

れた案件について、縦軸を登録年、横軸を出願から登録までの年数とし、交点に案件数を面積比のバブルで表したグラフである。

2008年～2014年の間に徐々に期間最頻値が延び、その後8年程度で「高止まり」している。期間の最頻値は2008年より増加しているが、分布のバラツキは当時に比べると減少していることがわかる。とは言え、出願から登録までに12年を要する案件もグラフで視認できる程度には存在し、同国で特許を権利化するまでには長期間を要することがわかる。

同国ではIPCとは別に「Field Of Invention (FI)」なる特許分類が存在する。FIコード一覧を表1に記す。

表1 Field Of Invention コード

FIコード	説明
FI01	AGROCHEMICALS
FI02	BIOTECHNOLOGY
FI03	CHEMICAL
FI04	CIVIL
FI05	COMMUNICATION
FI06	ELECTRICAL
FI07	ELECTRONICS
FI08	FOOD
FI09	GENERAL ENGINEERING
FI10	MECHANICAL ENGINEERING
FI11	PHARMACEUTICALS
FI12	TEXTILE
FI13	COMPUTER SCIENCE
FI14	PHYSICS
FI15	BIO-CHEMISTRY
FI16	POLYMER TECHNOLOGY
FI17	MICRO BIOLOGY
FI18	METALLURGY
FI19	BIO-MEDICAL ENGINEERING
FI21	AGRICULTURE ENGINEERING
FI22	TRADITIONAL KNOWLEDGE BIOTECHNOLOGY
FI23	TRADITIONAL KNOWLEDGE CHEMICAL

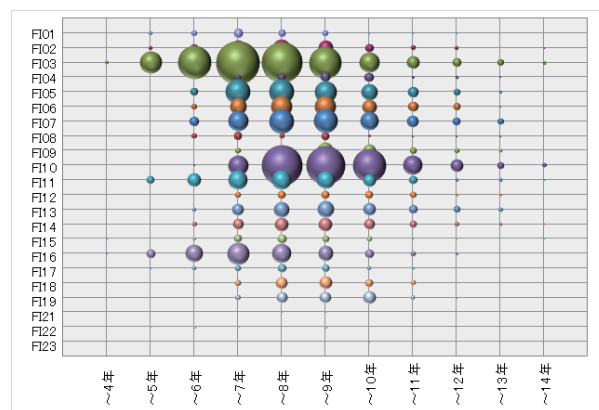


図7 FI別出願～登録経過期間

同国の知財庁ではこの分類をもとに「審査部」が分けられているようである。図7は2016年に登録された案件についてFIコードごとに出願から登録までの経過期間をグラフ化したもの。

このように発明の技術分野より出願から登録までの期間に差が見られる。特に「FI03 CHEMICAL」と「FI10 MECHANICAL ENGINEERING」の間には顕著な差が確認できる。

このようなバックログを解消すべく同国知財庁では審査官増員等々各種の策が講じられ成果が上がっているようである。図8の左側のグラフは2014年から2017年5月までに登録された案件数を年単位で棒グラフで表したものの。右側のグラフは各年の登録件数を月単位で表した折れ線グラフ。

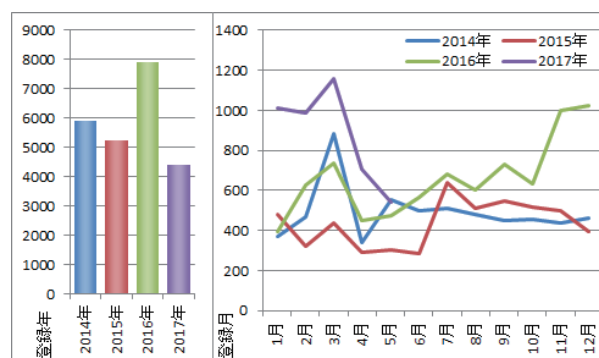


図8 登録件数推移

2016年後半から徐々に登録件数が増加し、2017年1月から3月にかけて毎月1000件以上の大量の案件が登録されたことがわかる。4月以降は少々息切れたようであるが、2017年には2016年の登録数を上回る可能性は大きいと思われる。

## 4 終わりに

本稿ではインド知財庁検索システム InPASS から得られた数字を分析することで、InPASS の調査性、および同国における公開・登録までの期間分布を紹介した。

一般に経済活動におけるアクションを実施に移すには、このような事実数字を元にした分析をベースにすることが非常に重要である。個々の特許案件の文章を読めることも非常に重要であるが、「一次情報」の事実数字を容易に取得できることも、各国知財庁の特許データベースに期待したい要件のひとつである。

とは言え特許情報を全世界に公開することが即時その国の経済発展に結びつくものではなく、投資対効果の観点で考えると、新興国諸国にとっては特許情報インフラ整備は決して重要な施策には成り得ない。

2015年1月には中韓文献翻訳・検索システムが、さらに同年8月には外国特許情報サービス FOPISER サイト<sup>(9)</sup> が日本特許庁により開設され、この数年アジアを始めとする新興国の知財情報の入手性が随分改善した。このような新興国知財情報の入手性を向上する施策の推進を、日本特許庁には是非ともお願いしたいものである。

## 補足・参考文献

- (1) ゴールドマンサックス社レポート： <http://www.goldmansachs.com/our-thinking/archive/archive-pdfs/build-better-brics.pdf>
- (2) SIPO：中国国家知識産権局
- (3) IPPH：中国知識産権出版社有限責任公司
- (4) 中韓文献翻訳・検索システム： <http://www.ckgs.jpo.go.jp/>
- (5) InPASS： <http://ipindiaservices.gov.in/publicsearch>
- (6) 日本国特許庁・インド特許意匠商標総局協力体制： <http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170525001/20170525001.html>
- (7) Espacenet： <https://worldwide.espacenet.com/advancedSearch>
- (8) インド特許法： [https://www.jpo.go.jp/shiryous\\_sonota/fips/pdf/india/tokkyo.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryous_sonota/fips/pdf/india/tokkyo.pdf)
- (9) 外国特許情報サービス FOPISER： <https://www.foreignsearch.jpo.go.jp/>